

# 桑名市プレミアム付き応援食事券 店舗用事務処理の手引き

事業受託者：桑名商工会議所

〒511-8577 桑名市桑栄町1番地1

TEL：0594（22）5155（代）

FAX：0594（21）5156

# 目 次

はじめに	2
1. 利用可能店舗で最初に行っていただくこと	2
2. 食事券の使用対象とならないものについて	2
3. 食事券を利用するお客様への対応	3
4. 引き換えた食事券(使用済み食事券)の換金について	4
5. 指定金融機関一覧	5
6. その他の注意事項	6
7. 桑名市プレミアム付き応援食事券の販売委託仕様書	7
参考 ① 感染症対策へのご協力をお願いします	
② 3つの「密」を避けましょう	

## はじめに

このたびは、桑名市が実施するプレミアム付き応援食事券事業の利用可能店舗に登録をいただきまして、誠にありがとうございます。

食事券は、利用可能店舗の皆様が店頭で直接販売していただく仕様となっています。

つきましては、食事券の取扱いにあたり、食事券の販売、また換金の際の留意事項等について、円滑に運営ができるよう本冊子を作成しました。

利用可能店舗の皆様には、この冊子をお読みいただき、販売やサービスに携わるご家族・従業員の方々に、以下の事項についてご周知いただき、運用くださいますようお願い申し上げます。

### 《感染拡大防止に対する取組について》

今回の「桑名市プレミアム付き応援食事券」の販売はあくまでも厳しくなっている飲食店を応援し、市内の経済を守ることが目的であり、決して積極的に外出や外食を勧めるものではありません。

利用可能店舗の皆様には、その主旨をご理解いただき、密閉・密集・密接の「3つの密」を発生させない、テイクアウト等の従来行っていなかったサービスの検討や、感染予防及び感染拡大防止に十分な措置を講じてください。また、食事券のネット販売や、販売開始時期の先送りなど、消費者の方の安全に配慮して、柔軟な対応が可能です。

桑名市としても利用者に対し、事前に食事券を購入し、安全に留意しながらの利用を促してまいります。

## 1. 利用可能店舗で最初に行っていただくこと

- ① 感染拡大防止に努めてください。
- ② この冊子が入っていた封筒には、

・桑名市プレミアム付き応援食事券	50冊
・食事券購入申込用紙	50枚
・店頭掲示用ポスター（B3版）	2枚
・店内掲示用POP	2枚
・換金依頼書（兼入金票）	1冊

を同封しています。最初に必ずご確認ください。
- ③ ポスターやPOPは、店頭やレジ付近の目立つ場所に掲示して下さい。さらにご入用の際は、ご連絡のうえ事務局まで受け取りにお越し願います。
- ④ 販売やサービスに携わるご家族・従業員の方々へ取扱い内容に関する説明をよろしく願いいたします。
- ⑤ お預けしたすべての食事券の表紙、及び食事券裏面の利用可能店舗欄に、届け出たお店の名前を記載（ゴム印または手書き）してください。複数店舗をご登録の場合は届け出た利用可能店舗（お店）の名前ごとに管理してください。

## 2. 食事券の使用対象とならないものについて

桑名市プレミアム付き応援食事券は、お食事・テイクアウト食品の提供が対象です。  
これ以外の物品などの購入には利用できません。

なお、有効期間内（10月31日までの利用期限を設けたもの）に利用するチケット（例：コーヒー券など自店でのみ利用できる商品券）については対象とさせていただきます。

## 3. 食事券を利用するお客様への対応について

- ① 食事券は、利用可能店舗の皆様が自ら店頭（ネット販売等含む）にて販売し、そのお店でのみ使用していただくことができます（他店での利用は不可）。  
1セット額面1,000円券7枚となっており、  
お客様への販売価格は5,000円です。  
お客様の利用金額は7,000円となります。  
差額プレミアム分2,000円は、次の4の換金手続きにより、食事券ご利用後に桑名市から交付されます。
- ② 最初に食事券の表紙と利用券裏面に利用可能店舗として登録いただいたお店の名前を記載（ゴム印可）したうえで、お客様へ販売してください。  
なお、記載のない食事券は無効となりますので、ご注意ください。
- ③ お客様が購入される際は、食事券購入申込用紙をご記入いただいて、1冊あたり5,000円料金を受け取り、食事券をお渡しください。  
（食事券購入申込用紙は、お店で聴き取り記入いただいても結構です。）  
（個人情報となりますので、保管には十分注意してください。）  
なお、保管期限は令和3年3月15日（月）までです。
- ④ 販売及び利用できる期間は、令和2年5月7日（火）から令和2年10月31日（土）までです。（状況等に応じて延長する場合があります。）
- ⑤ 食事券の販売にあたっては7ページ以降の「販売仕様書」の記載事項に基づいて実施してください。
- ⑥ 利用可能店舗についてお客様へ周知する方法としては、店頭で掲示いただくポスターや桑名市プレミアム付き応援食事券特設ホームページなどでご確認いただきます。  
利用可能店舗の皆さまもできる限り周知のご協力をお願いします。
- ⑦ 食事券でお食事をされるお客様も、現金でお食事をされるお客様と同様の対応をお願いします。
- ⑧ 食事券の使用に際しては、おつりは出さないようお願いします。  
購入金額の不足分については、お客様からいただってください。
- ⑨ 提供されたお食事と引き換えた食事券（使用済み食事券）は、食事券裏面の使用済確認用枠に印鑑かサインを記入して、再度の利用ができないようにしてください。

- ⑩ 偽造防止のため食事券にはカラーコピーなどをすると、模様が消える工夫をしています。(食事券見本参照)
- ⑪ 利用可能店舗が金融機関へ換金が申し出できる期限は令和2年11月16日(月)までです。期限を過ぎますと換金に応じられませんので、十分ご注意ください。

## 4. 引き換えた食事券(使用済み食事券)の換金について

- ① プレミアム分の2,000円分は、以下の方法に沿って換金手続きをしてください。
- ② 使用済み食事券は7枚(7,000円分)を1セットとして、指定金融機関にて換金手続きを行ってください。  
指定金融機関は、(株)百五銀行・(株)大垣共立銀行・桑名三重信用金庫の桑名市内にある店舗のみです。(5ページの「5. 指定金融機関一覧」参照)
- ③ 食事券裏面の利用可能店舗欄に登録いただいたお店の名前の記載と使用済確認用枠の記入がない場合は、指定金融機関での換金手続きに応じられませんので、必ず明記してください。  
◆食事券裏面、利用可能店舗名欄に登録いただいたお店の名前を「ゴム印」または「手書き」で記載してください。
- ④ 換金の際には、以下のものを必ず指定金融機関へお持ちください。  
○使用済み食事券
  - ・裏面にお店の名前の記載がされているか
  - ・使用済確認用枠に押印またはサインがされているか
  - ・7枚が1セットとなっているか を確認ください。  
○換金依頼書(複写5枚で1セットとなっています)
  - ・必要事項をご記入ください。  
複写枚数が多いので、1セットごとに切り離して、強く記入してください。  
※使用済みの食事券は、事務処理上、接着剤やホッチキス等で綴りあわせず、1枚ずつ離れた状態でお持ち下さい。  
※印鑑や預金通帳の持参は必要ありません。
- ⑤ 同封の指定金融機関への「換金依頼書」(5枚複写)が不足した際は、ご連絡のうえ、桑名商工会議所でお受け取りください。
- ⑥ 換金手続きから入金までは原則として、次のスケジュールで行います。  
○毎月15日までに換金手続きを行った場合は、当月の月末までに指定口座に入金します。  
○毎月16日以降、月末までに換金手続きを行った場合は、翌月15日までに指定口座に入金されます。  
※指定日が銀行休業日の場合は、翌週の最初の営業日とします。
  - ・初回の換金手続きの締日について  
令和2年5月29日(金)が締日とさせていただき、  
令和2年6月15日(月)に入金となりますのでご了承ください。

・換金手続期限について

令和2年11月16日(月)が換金手続の最終期限となります。

※7枚1セット以外で残った端数の使用済食事券は、極力、最終の換金手続の際に換金をお願いします。

## 5. 指定金融機関一覧

### ◇(株)百五銀行

本支店名	所在地	電話番号
桑名支店	桑名市中央町3丁目36番地	22-1400
桑名支店多度出張所	桑名市多度町香取389番地の4	48-5500
※桑名支店桑名駅前出張所	桑名市寿町2丁目31番地の12	22-6115
桑名大山田支店	桑名市大山田1丁目7番地の5	31-0105
矢田支店	桑名市馬道1丁目29番地の4	22-1900
江場支店	桑名市大字大福426番地の3	21-7105
蓮花寺支店	桑名市大字西別所969番地の1	22-2105
※桑名支店桑名駅前出張所では換金できません。		

### ◇(株)大垣共立銀行

本支店名	所在地	電話番号
桑名支店	桑名市三崎通39番地	22-3321
星川出張所	桑名市星川字半之木753番地の1	31-8211
多度支店	桑名市多度町小山1880番地の1	48-2025

### ◇桑名三重信用金庫

本支店名	所在地	電話番号
本店営業部	桑名市大中央町20番地	24-2511
本店営業部城南出張所	桑名市大字江場636番地の2	23-6111
駅前支店	桑名市寿町2丁目10番地	22-0200
駅西支店	桑名市大字東方115-3	23-7511
馬道支店	桑名市三ツ矢橋38	22-5415
星川支店	桑名市大字星川842-9	31-1211
長島支店	桑名市長島町又木61	42-3211
多度支店	桑名市多度町多度2丁目20-6	48-7811
大山田支店	桑名市筒尾四丁目7-3	31-8181

## 6. その他の注意事項

---

- ① お客様が「プレミアム付き応援食事券」と判別できないほど汚損した食事券をお持ちになったときには、お持ちの他の食事券番号や残数などが確認でき、未使用であることが判別できる状態ならば、あらたな食事券との引き換えを行ってください。なお、汚損した食事券は桑名商工会議所までお持ちください。
- ② 金融機関が汚損食事券の換金に応じしてくれない、偽造食事券が持ち込まれた等の問題が生じた場合は、桑名商工会議所（☎0594（41）5535）までご連絡をお願いします。
- ③ 利用可能店舗の所在地や指定金融機関を変更する場合は、桑名商工会議所まで必ずご連絡をお願いします。
- ④ 利用可能店舗が、この手引書等に定める事項に反する行為を行い、本事業の信用を失墜させた場合は、利用可能店舗の資格を取り消すとともに、公表する場合がありますので、事業の趣旨をご理解のうえ適正に取り扱って下さい。
- ⑤ 本事業に伴って取得した個人情報に関しては、適切な管理をお願いします。業務期間終了後、取得した情報が流出することの無いように、融解処理等により廃棄をお願いします。
- ⑥ 食事券の2回目以降の配布については検討中です。最新の情報は、「桑名市プレミアム付き応援食事券 特設サイト」にて掲載していますので、ご確認ください。

本事業が円滑に運営でき、地域飲食店の消費喚起に結びつき、併せて、お客様に喜ばれる事業となるよう、利用可能店舗の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ご不明の点については、桑名商工会議所（☎0594（41）5535）へお問い合わせください。

## 桑名市プレミアム付き応援食事券の販売仕様書

- 1 業務名 桑名市プレミアム付き応援食事券の販売業務
- 2 業務期間 令和2年5月7日（木）から令和3年3月15日（月）まで
- 3 販売期間 令和2年5月7日（木）から令和2年10月31日（土）まで
- 4 履行場所 利用可能各店舗

### （総則）

第1条 利用可能店舗の申請及び承認を受けたもの（以下「利用可能店舗」）は、この仕様書に基づき、桑名市プレミアム付き応援食事券の販売業務（以下「本件業務」という。）をし、善良な管理者の注意をもち、感染拡大防止対策を徹底して、本件業務を誠実に実施するものとする。

### （権利・義務の譲渡 委託・請負の制限）

第2条 利用可能店舗は、書面により発行者である桑名市（以下「発行者」）及び桑名商工会議所（以下「事業受託者」）の承認を得た場合を除き、本件業務によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

- 2 利用可能店舗は、書面により発行者及び事業受託者の承諾を得た場合を除き、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負い、若しくは本件業務以外の目的で譲渡してはならない。

### （販売代金の受け渡し 食事券購入申込用紙の管理・廃棄）

第3条 本件業務の取扱いにより購入者から収納する販売代金は、利用可能店舗に帰属するものとする。

- 2 利用可能店舗は、販売代金を取得する際、購入者の同意を得て食事券購入申込用紙に必要事項を記入する又は購入者自身に記入いただくとともに、本事業終了まで第6条に基づき、食事券購入申込用紙を保管しなければならない。
- 3 食事券購入申込用紙は、業務期間終了後、取得した情報が流出することの無いように、利用可能店舗が責任をもって融解処理等により破棄しなければならない。

### （販売状況の検査等）

第4条 発行者及び事業受託者は利用可能店舗に対して、本件業務の実施状況を、合理的方法及び範囲において随時検査することができるものとする。

- 2 発行者及び事業受託者は、前項の検査の結果、利用可能店舗の行った本件業務が適正でないことを認められた場合は、業務の改善を請求することができる。

### （遵守事項）

第5条 利用可能店舗は、本件業務に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。



- (1) 桑名市プレミアム付き応援食事券は、利用可能店舗の決済方法に従い、適正に販売を行うこと。(ネット販売、独自の販売開始時期の設定など、利用可能店舗による柔軟な販売を可能とする。)
- (2) 1冊(7,000円分)を単位とし、1冊を分割して販売しないこと。
- (3) 利用可能店舗の経営者及び従業員等に販売しないこと。

(個人情報保護)

第6条 利用可能店舗は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持し、情報の漏えい、不正アクセス、滅失又は毀損を防止するために必要かつ適切な措置をとらなければならない。

- 2 利用可能店舗は、秘密情報を本件業務の履行以外の目的には利用してはならない。
- 3 利用可能店舗は、秘密情報を盗用・改ざんしてはならない。
- 4 利用可能店舗は、秘密情報を第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、法令、裁判所の決定若しくは命令又は行政官庁の要請により必要とされる場合、弁護士、会計士、税理士その他の外部専門家に対しこの仕様上の権利及び義務の行使に必要な範囲で開示する場合、並びに発行者および事業受託者の事前の書面による承諾を得た場合においては、秘密情報を開示することができる。

この場合において、利用可能店舗は外部専門家及び発行者、事業受託者の承諾を得て開示した第三者に対し、本条に定める義務を遵守させる責任を負う。

(事情の変更)

第7条 本件業務開始後において、天災事変その他の不測の事態等により業務内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発行者及び事業受託者と利用可能店舗は、協議の上、利用金額、利用期間その他の業務内容を変更することができる。

(業務登録の解除)

第8条 発行者及び事業受託者は、利用可能店舗が次の各号のいずれかに該当するときは、本件業務登録の全部又は一部を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、この契約の条項に違反したとき。
- (2) この契約の履行に関し、著しい不正又は不誠実な行為があったとき。

(損害賠償)

第9条 本件業務の実施に関して損害が発生した場合は、当該損害の発生につき責任を負う当事者が、その損害を賠償する。

(その他の事項)

第10条 この仕様書に定めるもののほか、本件業務の取扱いに関する必要な事項については、発行者及び事業受託者と利用可能店舗が協議して定めるものとする。

以上

令和2年4月発行

事業者：桑名市

事業受託者：桑名商工会議所

桑名市桑栄町1番地1

TEL：0594（22）5155（代）

FAX：0594（21）5156